

**高付加価値旅行者層へのせとうち地域周遊旅行商品 販売促進事業
企画提案公募実施要領**

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので、公募する。

令和6年4月3日
一般社団法人せとうち観光推進機構
会長 真鍋 精志

1 業務概要

- (1) 事業名
高付加価値旅行者層へのせとうち地域周遊旅行商品 販売促進事業
- (2) 業務の目的
せとうち観光推進機構がメインターゲットとしている欧米豪市場の中で米・豪の2ヶ国をターゲット市場とし、同市場で販売力のある旅行会社等と連携することで、機構がモデルルートとして設定した「せとうち地域周遊ルート」もしくはその域内コンテンツが含まれる旅行商品の造成・販売を促進し、瀬戸内エリアへの誘客業務を実施するもの。
- (3) 業務の仕様等
別紙仕様書のとおり。
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月14日(金)まで
- (5) 事業予算額
17,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国の令和4~6年度一般競争入札及び指名競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「A」~「D」の等級に格付けられ、中国地域又は四国地域の参加資格を有する者であること、あるいは瀬戸内7県(兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県)のいずれかの県の入札参加資格を有すること。
- (3) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国土交通省中国運輸局長及び四国運輸局長並びに瀬戸内7県の指名除外(指名停止)を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を一般社団法人せとうち観光推進機構へ来訪させることが可能な者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

一般社団法人せとうち観光推進機構 公式ホームページ
URL:<https://setouchitourism.or.jp/ja/>

イ 交付期間

令和6年4月3日(水)から 令和6年4月24日(水)まで

ウ 入手方法

上記アの公式サイトからダウンロードすること。

(2) 応募意思表明書の提出期限及び提出方法

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和6年4月16日(火)正午(必着)

ウ 提出方法

持参、郵送又はメール等による。メール等の場合、件名を「高付加価値旅行者層へのせとうち地域周遊旅行商品 販売促進事業」とし、送信後、提出先へ電話により受信確認を行うこと。

エ 提出書類

(ア) 応募意思表明書【様式2】 1部

(イ) 会社(代表者)の直近の財務諸表 1部

(ウ) 入札参加資格審査結果通知書等の写し 1部

(エ) 企業概要及び業務に関する実績表【様式3】 1部

オ 応募資格確認結果の通知

令和6年4月17日(水)

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和6年4月24日(水)正午(必着)

ウ 提出方法

持参、郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとし、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。) 発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。なお、提案は、1社につき1提案とする。

エ 提出書類

(ア) 提案書

(イ) 「高付加価値旅行者層へのせとうち地域周遊旅行商品 販売促進事業 企画提案書作成要領」に記載の添付資料

オ 提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。

(4) 仕様書等に対する質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書【様式1】を提出すること。なお、メールや電話等での質問回答は行わない。

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和6年4月16日(火)正午

ウ 提出方法

持参、郵送又はメール等による。メール等の場合、件名を「高付加価値旅行者層へのせとうち地域周遊旅行商品 販売促進事業」とし、送信後、提出先へ電話により受信確認を行うこと。

エ 回答期限

令和6年4月18日(木)までに書面で回答する。

(5) 応募の取り下げ

応募を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式4】を提出するものとする。

取り下げ願い書提出期限 令和6年4月24日(水)正午

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式4】を提出し、取り下げるものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

4 選考について（最優秀提案者の決定）

(1) スケジュール（予定）

選考については以下の手順及び日程で行う。 ※以下、全て日本時間。

内容	期間
公募開始、提案書受付開始	令和6年4月3日(水)
応募意思表明書	令和6年4月16日(火)正午(必着)
応募資格確認結果	令和6年4月17日(水)
質問書受付締切	令和6年4月16日(火)正午(必着)
質問書回答の通知	令和6年4月18日(木)
提案書受付締切	令和6年4月24日(水)正午(必着)
取り下げ願い書届締切	令和6年4月24日(水)正午(必着)
書類審査依頼	令和6年4月25日(木)予定
書類審査締切	令和6年5月9日(木)
審査結果通知	令和6年5月10日(金)予定

(2) 実施方法

書類審査とする。

(3) 審査方法

審査は、提案書の内容を基にあらかじめ定めた提案書評価基準に従い、高付加価値旅行者層へのせとうち地域周遊旅行商品 販売促進事業の審査員が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

- (4) 提案書評価基準
評価項目については、「高付加価値旅行者層へのせとうち地域周遊旅行商品 販売促進事業 企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に評価を行う。
- (5) 結果の通知と公表
すべての提案書提出者に対し通知する。
最優秀提案者決定後、審査の実施結果として、以下の項目について、審査結果の通知後に機構の公式サイトに公表することとする。
 - ① 最優秀提案者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画提案公募参加者（最優秀提案者以外の提案者は匿名）毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (6) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 参加者の負担について
提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された提案書について
 - ア 提出された提案書は、返却しない。
 - イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

5 契約

- (1) 契約の締結
最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更するとともに、その変更に沿って仕様書を併せて変更する場合がある。
また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約事項に関する規則
一般社団法人せとうち観光推進機構財務規程等による。

6 失格事由

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が事業予算額を上回るとき。

7 添付書類

企画提案公募実施要領様式1～4
仕様書
企画提案書作成要領
公募型プロポーザル提案書評価基準

8 問い合わせ先

〒730-0011 広島市中区基町10番3号 広島県自治会館2階
一般社団法人せとうち観光推進機構 担当 藤井
電話 (082)836-3217 ファクシミリ (082)836-3218
メールアドレス : info@setouchitourism.or.jp